

所 属	健康福祉部 地域福祉国保課		
担当(係)名	地域福祉担当	内線	2521

新 公的給付・貸付までのつなぎ資金貸付事業に対する助成

1 事業費 195,000 (0 → 195,000)

【財源内訳】

【主な使途】

国庫 195,000

負担金、補助及び交付金 195,000 (貸付原資等)

2 背景・現状

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇い止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資等の雇用施策や、住宅手当、生活福祉資金貸付事業、生活保護などの公的な給付や貸付により支援を行うこととなっている。

3 事業目的

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

4 事業概要

「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を実施する、岐阜県社会福祉協議会に対する貸付原資及び事務費の助成。

臨時特例つなぎ資金貸付事業

○貸付対象者

住居のない離職者であって、以下の条件のいずれにも該当していること。

(1) 公的給付又は公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの。

(2) 金融機関の口座を有していること。

○貸付限度額 10万円以内

○貸付利子 無利子

○連帯保証人 不要

○償還 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還。

○事業実施期間 平成21年10月(予定)～当面23年度末まで

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) (9) 社会福祉諸費
(明細書事業名) ○社会福祉活動推進費
臨時特例つなぎ資金貸付事業費